

第 1101 回教育委員会 進行要領

令和 3 年 8 月 19 日

①開 会

< 菅 間 教 育 長 >

ただ今から、第 1101 回教育委員会を開会いたします。

< 菅 間 教 育 長 >

議事等に先立ち、申し上げます。

先ほど、1 名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

< 菅 間 教 育 長 >

会議録署名委員に、武田委員と片桐委員を指名いたします。

③会期の決定

< 菅 間 教 育 長 >

会期は、本日一日としていかがですか。

< 各 委 員 >

異議なし。

< 菅 間 教 育 長 >

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

< 菅 間 教 育 長 >

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「県教育委員会の障がい者雇用状況について」、教育政策課長より報告願います。

< 教育政策課長 >

報告の(1)「県教育委員会の障がい者雇用状況について」、説明申し上げます。

資料の報告 1 - 1 ページを御覧ください。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、県教育委員会を含む事業主には、障がい者の雇用義務が課せられております。

対象となる障がい者は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者とされており、都道府県教育委員会の法定雇用率は、令和 2 年度まで 2.4%でしたが、0.1%引き上げられ、令和 3 年度現在で 2.5%とされています。

また、毎年 6 月 1 日現在の雇用状況について、労働局を通じて、厚生労働大臣に報告することとされており、説明させていただきますものは、その内容となります。

資料の太線で囲まれている「R3.6.1 現在」の欄を御覧ください。算定の基礎となる職員数は、算定基礎職員数欄の 7,637.5 人でございます。小数点以下端数がついておりますのは、週 20 時間以上 30 時間未満の短時間勤務職員は 1 人を 0.5 人と換算とするためであります。

算定基礎職員数に 2.5% を乗じた 190 人が、必要障がい者数の欄に記載の雇用する必要のある障がい者の数になります。実際に雇用している障がい者数は、実人数で 146 人となっておりますが、重度障がい者 1 人を

2人に、短時間勤務1人を0.5人に換算することとされておりますので、換算後の障がい者数は191.5人となり、雇用率は2.51%で法定雇用率の2.5%を達成しております。

達成の要因として、算定対象職員の退職等が一定程度あったものの、スクールサポートスタッフなど非常勤職員について障がい者雇用を進めたことなどが挙げられます。

なお、6月2日以降も非常勤職員として障がい者の採用を進めており、引き続き、法定雇用率の維持に向け、取り組んでまいります。報告は以上でございます。

<菅間教育長> ただ今の報告について、御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、これより議事に入ります。

④議 事

<菅間教育長> 議第1号「山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和4年度使用教科用図書の採択について」、特別支援教育課長及び高校教育課長より、説明願います。

<特別支援教育課長> 議1-1ページを御覧ください。

議第1号は、山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和4年度に使用する教科用図書を案のとおり採択していただきたく、お諮りするものです。

それでは、議1-2ページの資料1を御覧ください。

Iの「県立学校の教科用図書採択に関する基本方針」では、県立学校の教科用図書は、学校長が学校の教育目標、教育課程及び児童生徒の実態に応じて選定したものの中から、県教育委員会が審査し、採択するとなっております。

IIは、本年度のこれまでの経過です。教科書採択の流れについては、7月の定例教育委員会で御説明したとおりですが、これまで1の教科書の調査研究、2の各県立学校における「教科書選定委員会」の設置を経て、3の7月定例教育委員会で御説明させていただきました。その後、4の各県立学校から教科書関連書類が提出され、5の県教育委員会事務局による教科書審査、そして、6の各学校への教育委員会からの指導助言を行ってまいりました。

本日は、8の教育委員会に令和4年度使用教科用図書の採択について付議するもので、県立特別支援学校の小学部と中学部、県立東桜学館中学校で使用する教科書について御審議をお願いいたします。

初めに、県立特別支援学校の教科書について御説明いたします。議1-4ページの資料2を御覧ください。ここでは、特別支援学校で使用する教科書の種類や採択に関する規定などをまとめております、

「1」は、特別支援学校においても、小中学校で使われている検定済教科書又は文部科学省の著作教科書を使用する義務があるということ

を示しているものです。

「2」では、教科用図書の特例が示されています。「1」で示した検定済教科書や著作教科書以外の教科用図書を使用することができるというもので、これを一般的に「一般図書」と申しております。

特別支援学校の場合は、絵本やイラストの豊富な本などが選ばれることが多いのですが、※印にあるとおり「児童生徒の教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切なもの」といった要件を満たすことが求められております。このため、県教育委員会が一般図書の調査研究を行い、「令和4年度用一般図書一覧」を作成いたします。その作成した一般図書一覧の中から、県立特別支援学校が選定することとなっております。

さらに、「3」は一般図書の採択に当たっての留意事項として、国からの通知があり、児童生徒の障がいの種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容の教科用図書を選定することになっております。

「4」は、各校の教科用図書選定結果の特徴をまとめたものです。

表の上段にある知的障がいの特別支援学校では、絵本などの一般図書の選定が主ですが、文部科学省著作教科書、いわゆる星印本を選定する学校が増えています。これは星印本が改訂されたことに伴い、使用する学校が増えていると捉えております。

表の下段にある視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の児童生徒を対象とする特別支援学校では、小中学校でも使用している文部科学省検定済教科書の選定が中心となっております。なお、これらの障がいに加えて、知的障がいを併せ有するといった重複障がいの児童生徒の場合、障がいの状態に応じて一般図書の選定が中心となっております。

「5」は、選定した学校が多かった一般図書を挙げております。表には、図書名や主な選定理由を示しておりますが、小学部の場合は、絵や写真など視覚的情報が豊富なこと、触ったり塗ったりするなど様々な感覚を活用できるという理由が挙げられています。中学部の場合は、イラストや図などの視覚的情報の豊富さ、生徒の興味・関心や生活との関連の深さなどの理由が挙げられています。

それでは、採択案について説明いたします。議1-6ページを御覧ください。

ここからは、小学部の採択案となっております。「1 文部科学省検定済教科書」は、小学校で使用されている各教科等の教科書です。表の右側に選定した学校数を記載しています。また、議1-7ページの表の最後には、※で選定した学校名を記載しております。

次に、「2 文部科学省著作教科書」でございます。(1)の視覚障がい者用の点字教科書は、検定済教科書を点字訳した教科書で、山形盲学校が選定しております。(2)は聴覚障がい者用の日本語習得に関する教科書で、聴覚障がいの特別支援学校が選定しております。(3)は知的障がい者用教科書の教科書で、小学部の場合は国語、算数及び音楽について、一つ星から三つ星まで三段階あり、内容が段階的になっております。山形盲学校、山形聾学校、新庄養護学校など10校が選定してお

ります。

次に、議 1－8 ページを御覧ください。「3 一般図書」は先ほど説明いたしました絵本等の一般図書についてです。

(1) は、絵本に関するもので、大変多くの図書が選定されております。議 1－8 ページから議 1－10 ページまで表があり、発行者 36 者、図書 150 種類の図書が選定されております。表の最後に選定した学校名を※印で示しております。

次に、議 1－11 ページを御覧ください。(2) は、先ほど御説明した教科書以外の点字教科書又は拡大教科書として選定されたものを表に示しております。山形盲学校が選定しております。ここまでが小学部の採択案となっております。

続いて、議 1－12 ページを御覧ください。ここからが中学部の採択案となっております。「1 文部科学省検定済教科書」の(1)は中学校と同じ検定済教科書となっております。表の下が選定した学校名となっております。

議 1－13 ページの「2 文部科学省著作教科書」につきましても、同様で、(1)が点字教科書、(2)が聴覚障がい者用教科書、(3)が知的障がい者用となっております。知的障がい者の中学部の教科書は、四つ星本と五つ星本となっておりますが、ここで小学部用の教科書も選定されております。これは知的障がいの程度が非常に重く、生徒の実態に応じて小学部用の教科書を使用するものでございます。

続いて、議 1－14 ページを御覧ください。こちらも同じく絵本等の一般図書で、議 1－14 ページから 16 ページまでとなっております。中学部の場合は 40 者、図書 129 種が選定されております。そして、議 1－17 ページは(2)として、先ほどの教科書以外の点字教科書又は拡大教科書となっております。

以上、ここまでが各特別支援学校より選定されたものを審査し、採択案といたしました。続いて、高校教育課長が県立中学校分の説明を行います。

< 高校教育課長 >

引き続き、県立中学校について御説明いたします。県立東桜学館中学校は、併設型中高一貫教育校の中学校であり、その教科書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 3 項において、学校ごとに採択を行うものとされております。校内に教科書選定委員会を設置し、学校の教科書選定方針にのっとり、使用する教科書を選定し、その結果を教育委員会事務局内で審査を行うなど作業を進めてまいりました。

それでは、県立東桜学校中学校で使用する教科書について御説明いたします。議 1－18 ページの採択案を御覧ください。

「1 教科用図書選定の観点」に記載のとおり、東桜学館の基本理念である「高い志」「創造的知性」「豊かな人間性」を育てるために、協働的な学習や探究型の学習を推進するのに適しているか、東桜学館の学習の特色である、ICTを活用した活動を行うことで、自律的に活動する力、多様な人々と協働できる力、持続可能な未来を創造する力を育成するの

に適しているかどうかを選定方針とし、「2 教科用図書選定結果」としたところでございます。また、教科ごとの具体的な選定理由や、今回採択された教科書については、あらかじめ御覧いただいたとおりとなっております。

今年度の採択は、県立中学校については4年に一度、教科書検定が行われ、4か年継続して同じ教科書を使用することとなっております。昨年度は新学習指導要領に基づく教科書の採択をしていただきましたが、今年度については自由社が発行しております「新しい歴史教科書」が再申請により昨年度検定に合格し、新たに発行されたため、採択替えを行うことが可能になっておりました。よって、社会の歴史分野のみ調査研究が行われましたが、結果として継続して使用することとなりました。

また、数学においては、高校の内容を約70時間分先取りして学習することとしており、3年生の数学において高等学校用の教科書を使用することとなっております。令和4年度については、新指導要領に基づく教科書が新たに発行されましたので、新3学年については新指導要領に基づく新たな教科書を使用することになります。こちらの教科書については、発展的な問題に取り組みさせる配慮が見られ、主体的な学習に適しているだけでなく、文章や図表による注釈により、理解の幅を膨らませたり、各単元で数学の歴史に触れ、数学のおもしろさを理解したりすることができ、数学の学びを一層深化させる工夫があるという理由により選定しております。

以上のように、事務局では、各種法令、教科用図書選定審議会の意見、教科用図書採択の基本方針に基づき、選定理由と教育課程を照合し、適切な図書の選定となっているかを審査いたしました。

その結果が、議第1号の山形県立特別支援学校小学部・中学部及び山形県立中学校における令和4年度使用教科用図書案でございます。採択をよろしく願います。

<菅間教育長> ただ今の説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第2号「令和4年度山形県立東桜学館中学校の入学者募集について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 資料の議2-1を御覧ください。「令和4年度山形県立東桜学館中学校の入学者募集について」、御説明申し上げます。

東桜学館中学校につきましては、県内初の併設型中高一貫校として、平成28年度に開校いたしました。開校7年目を迎えます令和4年度の

「県立中学校入学者選抜基本方針」につきましては、昨年の8月、教育委員会において決定し、公表しているところでございますが、これに基づき、この度、正式に募集の公告を行うものでございます。なお、令和3年度入学者募集から、日付等の変更はありますが、内容についての変更はございません。

資料の議2-2をお開きください。募集内容の概要を説明いたします。表に示しましたとおり、入学定員は1学級33人の3学級で99人としております。特記事項にあるとおり男女別の内訳は同数程度としております。

入学志願要項についてですが、まず、「1 志願資格」については、(1)の①にあるとおり、令和4年3月に小学校、義務教育学校の前期課程又は、特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、保護者とともに県内に住所を有する者が基本となります。(2)には、県外からの受検など、(1)の②の県教育長が特別に志願を承認した者の具体例を掲載しております。

「2 通学区域」については、県下一円としております。

「3 出願に必要な書類」については、御覧のとおりで、提出期間は令和3年11月29日から12月3日午後3時までとなっております。

「4 選抜及び選抜結果通知書の発送」についてでございますが、選抜の資料は、小学校が作成する調査書と県教育委員会が実施する適性検査、作文、面接の結果を用いることとします。その実施日は令和4年1月8日で、県立東桜学館中学校・高等学校で実施し、選抜結果通知書を1月14日に発送する予定でございます。

その他、詳細につきましては、「5 その他」にあるとおり、9月中旬に完成予定の入学者選抜実施要項で示しますが、これについては9月18日、19日に実施する中学校入学者選抜出願手続き説明会で保護者へ周知してまいります。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。御承認いただいた後は、8月27日発行の県公報に掲載して募集の公告をする予定としております。なお、令和4年度の入学者選抜により、入学願書等における男女の性別欄を撤廃いたします。また、行政手続きの見直しにより、保護者の押印を廃止することとしております。以上、よろしくをお願いいたします。

<菅間教育長>

ただ今の説明について御意見、御質問等ございますか。

<山川委員>

令和4年から入学願書等における男女の性別欄を撤廃するとありましたが、現在、男女別の合格者は同数程度にすることとしております。この制度については、様々な議論や報道があるところですが、令和4年度以降に廃止するということは、合格者を男女同数程度にする部分も撤廃するということでしょうか。それとも今から検討するということでしょうか。

<高校教育課長>

この後の議第3号でも触れさせていただきますが、合格者を男女同数

程度にするという考えは様々な考え方があることは承知しておりますので、広く御意見をお聞きしながら、今後検討していきたいと考えております。今回の男女の性別欄の撤廃については、男女の別を記載することに抵抗のある生徒に対して配慮するために進めているものでございます。

<小 関 委 員> 私もそのことをお聞きしたかったのですが、合格者の男女比はこれから議論になるところだと思います。山形県だけでなく全国的な問題ですが、慎重に審議すべきものだと思います。

<高校教育課長> その際は、改めて御相談させていただければと思います。

<菅間教育長> 他になければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第3号「令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針の決定について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 資料の3-1ページを御覧ください。「令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針の決定について」、御説明申しあげます。

東桜学館中学校の入学第8期生となる現小学校5年生が対象の入学者選抜基本方針でございます。毎年8月に、その年度の募集公告と、次年度の基本方針を決定していくこととしているため、御提案させていただくものです。

資料の議3-2をお開きください。令和4年度基本方針からの変更点は、年次等の変更の他、1の(3)にある出願受付期間、3の(1)にある適性検査等の実施日、4にある選抜結果通知書の発送日について、曜日を固定していることから、日付が変更になります。その他、基本方針の内容に関して変更した点はございません。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

<菅間教育長> ただ今の説明について、御意見、御質問等ございますか。

<小 関 委 員> 県内全域からの募集となっておりますが、実際に入学している生徒はどこの出身が多いのでしょうか。

<高校教育課長> 村山地区の生徒が多くを占めておりますが、庄内地区等の生徒もおります。

<菅間教育長> 他になければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長>

次の議第4号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第4号は秘密会にて審議 》

⑤閉 会

<菅間教育長>

これで、第1101回教育委員会を閉会いたします。